

雇用維持の支援策

	休業等での雇用維持	在籍型出向での雇用維持
R6	雇用調整助成金 (令和6年能登半島地震特例) 休業手当の4/5を補助(上限有)	なし ※能登半島地震と関連しない 在籍型出向支援制度はあり
R7	雇用調整助成金 (令和6年能登半島地震豪雨 ・半島過疎臨時特例用) 休業手当の4/5を補助(上限有)	産業雇用安定助成金 (災害特例人材確保支援コース) 出向者の賃金の4/5を補助(上限有) ※R6.12.17開始
R8	なし	産業雇用安定助成金 (災害特例人材確保支援コース) ※1年間の延長 ※部分出向の要件緩和等あり

産業雇用安定助成金について

- ・在籍型出向により雇用維持を取り組む場合の助成金
- ・出向元は能登9市町
(輪島市・穴水町・珠洲市・能登町・七尾市・中能登町・羽咋市・志賀町・宝達志水町)
出向先は全国の事業所
- ・出向元・出向先それぞれに助成金を支給



延長の概要

事項	令和7年	令和8年(見直し後)
支給対象期間の延長	令和6年12月17日 ～令和7年12月31日	令和8年12月31日まで 1年延長
部分出向	出向期間中、出向先事業所で勤務する日数が出向元所定労働日数の 半分 以上であること	出向期間中、出向先事業所で勤務する日数が出向元所定労働日数の 1/5 以上であること
申請手続きの簡素化	—	申請書類の項目の 簡素化・省力化 2回目以降の添付書類の 省略 等 ※R7.10.1実施

【活用状況】
※R8.3.31時点

支給決定件数	支給額
493	118,044,600